

## 高砂市向島多目的球場利用料金減免基準

減 免			
対象	利用目的	減免率	備考
高砂市、高砂市教育委員会及び公益財団法人高砂市施設利用振興財団	高砂市、高砂市教育委員会及び公益財団法人高砂市施設利用振興財団が主催又は共催する事業に利用するとき。	50%	
市内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校 (※1)	市内の学校が教育上必要な学校事業に利用するとき。		
市内の認定こども園、保育所等 (※2)	市内の保育所等が福祉施策上必要な施設事業に利用するとき。		
市内各種団体等 (高砂市全域を対象とする団体に限る。) (※3)	高砂市又は高砂市教育委員会の後援を受けたもので、高砂市全域を対象とした公益的事業に利用するとき。		
指定管理者	指定管理者が主催又は共催する事業に利用するとき。		

\*高砂市向島多目的球場管理条例別表中3に定める照明施設の利用料金並びに備考1、備考2、備考3及び備考5に掲げるものは、減免の対象としない。

\*\*※1、※2、※3は団体名等を別途列挙する。(別紙)

\*指定管理者が特別の事情があると認めたときは、市と協議のうえ別途定める。

◎高砂市向島多目的球場管理条例別表3備考1、備考2、備考3及び備考5

3利用料金の上限(照明施設)

グラウンド			テニスコート		
種目	利用料金	備考	種目	利用料金	備考
1 軟式野球	円 3,720	1面1時間につき	テニス、 ソフトテニス	510円	1コート1時間につき
2 ソフトボール	2,030				
3 サッカー	3,040				
4 ラグビー	4,730	全面1時間につき			
その他の種目について利用する場合は、1から4までの種目の照度を選択した料金とする。					

備考1 市外の居住者が利用するときは、この表に掲げる利用料金の100分の100に相当する額の範囲内で別に加算する。ただし、市外の居住者のうち、明石市、加古川市、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町及び播磨町の居住者については、この限りでない。

備考2 営利又は営業を目的としない利用のうち、入場料その他これに類するものを徴収するときは、この表に掲げる利用料金の100分の200に相当する額の範囲内で別に加算する。

備考3 営利又は営業を目的として利用するときは、この表に掲げる利用料金の100分の400に相当する額の範囲内で別に加算する。

備考5 利用者が利用許可を受けた時間を超過して利用したときは、1時間を増すごとに、この表の時間外欄に掲げる利用料金に相当する額の範囲内で別に加算する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として算定する。ただし、附属設備及び個人利用については、この限りでない。